

平成 23 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 ネットインデックス
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 芳邦
(J A S D A Q ・ コード 6634)
問合せ先役職・氏 名 取締役経営企画本部本部長 平田 賢二
電 話 03-5779-5300

第三者割当により発行される第 8 回乃至第 9 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 8 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当の方法により第 8 回新株予約権乃至第 9 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を、発行することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 発行期日	平成 23 年 6 月 29 日
(2) 発行新株予約権数の総数	272 個（第 8 回乃至第 9 回新株予約権合計：1 回号当たりの個数は 136 個）
(3) 発行価額	総額 1,539,928 円（第 8 回新株予約権 1 個当たり 6,334 円、第 9 回新株予約権 1 個当たり 4,989 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	6,800 株（新株予約権 1 個につき 25 株）
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	301,600,128 円（差引手取概算額 285,600,128 円）
(6) 行使価額	第 8 回新株予約権 38,745 円（固定） 第 9 回新株予約権 49,508 円（固定）
(7) 募集又は割当方法	第三者割当方式
(8) 割当先	第 8 回新株予約権 Brillance Hedge Fund 1,700 株（68 個） Brillance Multi Strategy Fund 1,700 株（68 個） 第 9 回新株予約権 Brillance Hedge Fund 1,700 株（68 個） Brillance Multi Strategy Fund 1,700 株（68 個）

ご注意：この文書は、当社の第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(9) その他	<p>本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。</p> <p>一定の条件を満たした場合は、当社の意向に基づき、当社からの本新株予約権の行使指示も、当社による本新株予約権取得も可能な内容となっており、当社にとって、より有利で柔軟な資金調達方法を選択することができます。</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p>
---------	--

2. 第三者割当による新株予約権の発行の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

昨今の情報通信関連市場につきましては、ビジネス環境の急激な変化が続いており、当社が属する日本市場におきましても海外メーカーの参入の拡大、スマートフォン等の新たな端末機器群の本格的普及の機運、業界や用途に応じたさまざまな通信ソリューションの登場、機器を接続する通信サービスの拡大等、様々な分野で競争が激化していくものと思われまます。

当社におきましては、通信事業者から新製品の開発あるいは新通信技術の商品化を目的とする開発委託を受けて自社開発を行い、開発完了とともに海外ベンダーへ製造を委託し、自社ブランド製品又は委託者ブランド製品（ODM製品）として納入しておりますが、顧客である通信事業者の期待に応えうる技術サービスの提供および製造コストの削減の可否が、当社の成長性を大きく左右することとなります。

当社は、平成22年11月1日付で当社子会社でありました株式会社ネットインデックス・イー・エスを吸収合併し、業務統合及び組織再編を行い経営資源の効率的利用を図ってまいりましたが、平成23年7月期第2四半期連結累計期間における業績は、売上高は1,273百万円、営業損失は36百万円、経常損失は56百万円、四半期純損失は88百万円となっており、また、当社の手元資金につきましても、平成23年7月期第1四半期連結会計期間末の現金預金残高は254百万円、第2四半期連結会計期間末の現金預金残高は59百万円と減少傾向にあることから、財務体質の健全化及び営業キャッシュ・フローの改善が喫緊の課題となっております。

また、現状において開発資金が潤沢ではないことから、事業の拡大に伴う以下に掲げます新規開発案件について調達資金を充当し、上述の営業活動をより活性化させるべく、当社の強みである最先端の技術・開発能力の維持、向上を図ってまいります。

① PLC事業

(i) 事業内容

PLCとは、Power-Line-Communication（電力線通信）のことであり、無線通信が難しい又は不効率な環境において、電力線を利用して通信を実現する技術を提供している事業であります。

電力線には、家庭内の電灯線や工場等の動力線のみならず、直流電源線や車のバッテリー線、ADSL等の通信線やテレビのアンテナ線など、PLCの通信線（PLCビジネスの適用先）は多岐に渡っております。

現時点のPLC事業は、PLCモジュールビジネスのみに注力しておりますが、今後は当該ビジネスをPLC単体ビジネス、システムビジネス、サービスビジネスへと段階的に拡大を図ってまいります。

(ii) 将来像（ビジネスイメージ）

PLCの将来像としては、現時点で以下が想定されております。

市場のキーワードは「ホームのIT化」を目指した10年前と異なり、「環境」「省エネ」を主軸とした市場へと大きく変化してきております。

例えば、産業用途市場では、今までは設備を単純に運転制御する電源のオンオフのみがメインであった設備の稼働形態から、「省エネ」をキーワードに、よりきめ細やかな運転と制御を要求するように変化してきており、設備の各種運転状況の把握（センサ情報の収集）や、これに伴うきめ細やかな運転制御を行うことが必要となってきております。これを既存設備で行うことは、新たな配線コスト

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

等の関係から得策ではなく、このようなケースにおいて電力線を通信の手段として使用したビジネスの可能性が出ております。

その他、「環境」「省エネ」の観点からスマートグリッド市場やスマートハウス市場、充電システム等での需要が高まってきております。

(iii) 開発資金の必要性

上述しました市場の要求に的確に応えるため、現行モジュールのさらなる低コスト化と小型化が必要となっております。例えば、LED照明にPLCを搭載する場合、現行の電球の中に埋め込む必要があります。このためには、コストの低価格化およびサイズの小型化の両面の実現が望まれます。

今までは、1万円を超えるモジュールがビジネスの中心でしたが、「アナログ部のLSI化」、「デジタル部のゲートアレイ化」、「フルカスタムLSI化」の三段階を経て低コスト化を実現させ、将来的に拡大が見込まれるPLCマーケットにおいて市場優位性の確保を目指してまいります。

② モバイルインターネットデバイスプラットフォーム事業

(i) 事業内容

モバイルデータ通信市場は、キャリアによる3Gネットワークの提供開始以降、急速に成長、拡大してまいりました。今後も、LTEなどの新テクノロジーによりさらなる高速化が見込まれており、市場規模は一層の拡大が見込まれます。

また、モバイル通信における接続方式は、3G、WiMAX、LTEなど複数存在し、モバイルデータ通信端末についてもパソコンなどに装着するPCMCIA型からはじまり、安価なUSB Dongle型、さらにはWiFi接続機能を搭載し複数デバイスを接続可能とするルータ型まで変化してきております。

今後、モバイルデータ通信市場は「モバイルデータ通信のさらなる高速化」、「接続サービスの複数選択肢」、「ユーザニーズの多様化」をキーワードに成長していくものと予想されます。これら市場の状況やユーザニーズに迅速かつ低コストで対応するために「モバイルインターネットデバイスプラットフォーム」の開発を行う予定となっております。

当該プラットフォームにより以下のことが実現可能となります。

- ・通信接続方式をユーザの要求に従って選択、且つ同時に複数の通信方式を実装可能
- ・これまでのデータ通信端末には無かったインテリジェント機能を具備し、各種インターフェースを備えることで他の電子機器との連携を容易に行うことが可能
- ・上記のような機能をプラットフォーム化することで市場要求に即した「開発期間の短縮」「価格設定」が可能

(ii) 将来像（ビジネスイメージ）

モバイルデータ通信端末のコア要素となる当該プラットフォームにより小ロットでの受注が可能となり、開発期間の短縮、さらには低コスト化が実現可能となります。また、それにより現状モバイルデータ通信が盛んなコンシューマならびに法人市場のみならず、これまでモバイルデータ通信を実現できなかった市場への参入を視野に入れ、事業規模の拡大を目指します。

これまでの主要販売先である通信事業者だけではなく、当社が直接エンドユーザ（コンシューマ・法人）に対し販売することが可能となるため、販売チャンネルの拡大が見込まれます。

さらには当該プラットフォームを用いることでソリューションサービスとしての提供も容易となり、他事業体との協業を活発化、新規ビジネス開発の可能性も広げることができます。

(iii) 開発資金の必要性

「モバイルインターネットデバイスプラットフォーム」の開発について、開発に伴う設備購入、及び当該事業に付随する製品開発を適時に進め、製品投入市場の拡大を図り、事業の発展に努めてまいります。

上述しました事業は、当社が研究・開発を進め注力している、又は予定している分野であり、将来のビジネスの柱と位置づけております。当該資金調達に伴い、既存株式について希薄化が生じますが、同事業について研究・開発を進め製品化させることで競争優位性を獲得し、売上高の増加をとおして将来の企業価値の向上に努めてまいります。

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社における、今後の成長性をより強固なものとし、現在の課題となっている営業キャッシュ・フローの安定化を含めた財務基盤の健全化のための資金需要を満たすべく、本資金調達を行うものであります。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

この度、多種に渡る資金調達方法を検討してまいりましたが、間接金融・直接金融を含めた資金調達計画を検討してまいりました結果、かかる検討において、当社は、次の理由により第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

その理由として、①新株予約権は、第三者割当等による新株式発行と比べて一気に希釈化が進むことが抑制され、既存の株主様への影響が緩和されること、②公募増資を検討した結果、売上高減少や無配という当社の決算数値では、引受先が集まらないリスクが高く、調達コストも新株予約権より割高であると判断したこと、③金融機関からの借入調達は、足元の業績が回復しておらず調達が困難であること、また、調達が可能となった場合においても、金融機関からの借入のみで、新規開発資金に充てることにより、金利及び手数料の負担による開発コストの増大、借入返済のための金融機関との交渉の煩雑さ等の各種の制約が伴うというデメリットが想定されることなどによるものであります。

また、市場価格が行使価額を上回っている状況においては段階的に行使されることにより、資金の調達が可能となる点につきましても、当社の開発計画の進捗状況に合わせた資金調達が可能となる方法で資金効率の観点からも当社にとって利点があるものと判断いたしております。

そのようななか、当社FAである東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社より第三者割当による新株予約権の発行のご提案をいただき、当該エクイティ・ファイナンス手法は当社が必要とする開発資金を調達するにあたり、現時点において行い得る最良のものと判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

新株予約権発行による調達額	1,539,928 円
新株予約権行使による調達額	300,060,200 円
発行諸費用の概算額	16,000,000 円
差引手取概算額	285,600,128円

- (注) 1. 発行諸費用とは、当社と財務アドバイザー契約を締結している東京フィナンシャル・アドバイザーズ(株) (東京都千代田区永田町1-11-28 代表取締役 能勢元) へのファイナンシャル・フィーとして10百万円、有価証券届出書等開示資料作成報酬として2百万円、価値算定報酬及び調査費用として3百万円、その他諸費用として1百万円であります。
2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取り概算額は減少いたします。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 仮に、上記金額の減少が生じた場合につきましては、他の開発案件について開発スピードの調整及び規模の縮小等により資金需要の対応をさせていただきます。

(2) 調達資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
PLC事業開発費	200,000,000	平成23年6月～平成25年1月
モバイルインターネットデバイスプラットフォーム事業開発費	85,600,128	平成23年6月～平成23年12月

- (注) 差引手取概算額285.6百万円につきましては、当社の成長性の柱となる上記事業開発費に充当いたします。当該事業を発展させ、営業キャッシュ・フローの獲得のためのエンジンとさせることで企業価値を高めてまいります。
- 具体的には、PLC事業のマーケット拡大を図るべく、現在のモジュールを小型化し価格競争力を高めるため、複数のフェーズに分けてLSI化を予定しておりますが、当該開発費として200百万円を見込んでおります。また、モバイルインターネットデバイスプラットフォーム事業において、85.6百万円を見込んでおります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 第三者割当による新株予約権の発行の目的及び理由」に記載しましたとおり、当社は、営業活動をより活性化させるために、当社の強みである最先端の技術・開発能力の維持、向上は必要不可欠なものです。このための開発資金の確保のため、資金調達を行うことが必要であると判断しております。今回調達する資金は、この開発資金の確保を目的とするものであり、今後の当社のグループの収益性の向上に寄与するものと判断いたします。

従いまして、本新株予約権の資金使途は、十分に合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた第三者評価機関（エースターコンサルティング株式会社 東京都渋谷区恵比寿 代表取締役 山本 剛史）による評価書の算定結果を踏まえ、算定額と同額の、第8回新株予約権については1個当たり6,334円、第9回新株予約権については、1個あたり4,989円に決定いたしました。

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使価額は、割当先とも協議の結果、第8回新株予約権については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（平成23年6月8日）の直前取引日（平成23年6月7日）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における普通取引の終値43,050円の90.0%に相当する金額（38,745円）とし、第9回新株予約権については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（平成23年6月8日）の直前取引日（平成23年6月7日）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における普通取引の終値43,050円の115.0%に相当する金額（49,508円）といたしました。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前日終値を基準として算定しましたのは、平成23年3月11日に生じた東日本大震災により、日本の株式市場全体が停滞しており、また、今後、引き続き停滞する状況は予想できても、回復基調になることを予想できない状況、あるいは回復するとしても何時頃になるのかを合理的に見込めない状況にあることから、取締役会決議日の前日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであり、また、本新株予約権の行使価額は割当予定先に特に有利な金額ではなく、有利発行には該当しないものと判断しております。かかる行使価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

なお、参考といたしまして、行使価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均45,436円に対する乖離率は、第8回新株予約権が△14.7%、第9回新株予約権が9.0%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均44,740円に対する乖離率は、第8回新株予約権が△13.4%、第9回新株予約権が10.7%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均52,220円に対する乖離率は、第8回新株予約権が△25.8%、第9回新株予約権が△5.2%となっております。

一方で、資金調達の実現性を上げるためには、有利発行とならない範囲内で行使価額を低く抑えることが有効となります。本新株予約権の行使価額は、これらの判断に基づき割当予定先との協議の結果、決定したものであります。

以上のとおり、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、この度調達する資金を当該開発資金に充当し、収益性の向上による業績回復及び財務体質の改善という今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。なお、当社監査役3名全員（社外監査役2名）から、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、それ自体で特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による割当株式数は6,800株であり、平成23年1月31日現在の当社発行済株式総数36,582株の18.58%に相当し、1株あたりの希薄化が生じます。しかしながら、今回のファイナンスは、「2. 第三者割当による新株予約権の発行の目的及び理由」に記載のとおり、当該事業のための技術開発に係る費用として使用するため、将来的に事業ならびに収益の基盤の改善に寄与すると考えられます。

また、割当予定先であるBrilliance Hedge Fund並びにBrilliance Multi Strategy Fundとは、保有方針に関して特段の取り決めはしておりませんが、同社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨の表明を受けております。

よって本新株予約権の行使によっても、新たな特定の支配株主は出現せず、その面での既存株主の皆様への影響は少ないと考えております。以上の点に加え、今後の当社の財政面での安定性を確保しその基盤の上に収益性の改善と成長を図るために、当該規模の資金調達が望ましいと考えております。当社業績の本格的な回復には時間を要する状況であり、公募増資やこれ以上の金融機関借入の実施は難しい状況であることに鑑みると、本スキームによる資金調達は、既存株主の皆様が保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断しております。

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

名称	Brillance Hedge Fund	
所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman, Islands	
設立根拠	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト	
組成目的	配当や値上がり益を目的とした有価証券への純投資であります。主なものとしては、日本を中心とした上場企業を対象とする有価証券投資です。	
出資額	1,000,000,000円	
組成日	平成21年3月1日	
出資者の概要	投資一任勘定委託先である Brillance Capital Management Pte. Ltd. の Managing Director Takahiro Yamada 氏をはじめとする日本人を含む富裕層から出資されています。なお、投資一任勘定委託先である Brillance Capital Management Pte. Ltd. の Managing Director Takahiro Yamada 氏以外に10%を超える出資者はおりません。出資者の総数は15名です。	
投資一任勘定委託先	Brillance Capital Management Pte. Ltd. (8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING SINGAPORE 048424)	
投資一任勘定委託先の概要	国内に事務所はありません。なお、国内代理人の概要は以下のとおりです。	
	名称	Brillance Capital Management Pte. Ltd.
	所在地	8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING SINGAPORE 8048424
	代表者の役職・氏名	Managing Director Takahiro Yamada
	事業内容	投資顧問業
資本金	21,500,000円(平成23年4月末現在)	
国内代理人の概要	名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社
	所在地	東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号
	代表者の役職	代表取締役 山村 清
	事業内容	経営コンサルタント業
	資本金	10,000,000円
上場企業とファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、特筆すべき人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と投資一任勘定委託先との間の関係	当社と当該ファンドの投資一任勘定委託先との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの投資一任勘定委託先並びに当該ファンドの投資一任勘定委託先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	当社と当該国内代理人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託している ATC Fund Services (Hong Kong) Limited. (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳)) に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談を Brillance Capital Management Pte. Ltd. 代表取締役

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

名称	Brilliance Multi Strategy Fund	
所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman, Islands	
設立根拠	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト	
組成目的	配当や値上がり益を目的とした有価証券への純投資であります。 主なものとしては、日本を中心とした上場企業を対象とする有価証券投資です。	
出資額	500,000,000 円	
組成日	平成 22 年 5 月 1 日	
出資者の概要	日本人を含む富裕層から出資されています。なお、10%を超える出資者はおりません。出資者の総数は 12 名です。	
投資一任勘定委託先	Brilliance Capital Management Pte. Ltd. (8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING SINGAPORE 048424)	
投資一任勘定委託先の概要	国内に事務所はありません。なお、国内代理人の概要は以下のとおりです。	
	名称	Brilliance Capital Management Pte. Ltd.
	所在地	8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING SINGAPORE 8048424
	代表者の役職・氏名	Managing Director Takahiro Yamada
	事業内容	投資顧問業
国内代理人の概要	資本金	21,500,000 円（平成 23 年 4 月末現在）
	名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社
	所在地	東京都文京区小石川一丁目 17 番 1-B1801 号
	代表者の役職	代表取締役 山村 清
	事業内容	経営コンサルタント業
上場企業とファンドとの間の関係	資本金	10,000,000 円
	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、特筆すべき人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と投資一任勘定委託先との間の関係	当社と当該ファンドの投資一任勘定委託先との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの投資一任勘定委託先並びに当該ファンドの投資一任勘定委託先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	当社と当該国内代理人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該国内代理人並びに当該国内代理人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託している ATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99

ご注意：この文書は、当社の第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳) に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談を Brilliance Capital Management Pte. Ltd. 代表取締役 山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、短期及び中長期のそれぞれの観点から当社の資金需要を満たすことが財務体質の改善のために最重要事項と考え、主に①資金の調達が機動的に行われること、②将来的に当社が必要とする資金の調達が見込めること、③支配株主の異動が生じないことなどの観点を考慮した上、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な企業価値の向上につながる施策を理解していただいたうえで、複数の投資家の中から割当先を模索してまいりました。

Brilliance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)

本ファンドは平成21年3月に組成されており、経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではありません。本ファンドは日本人を含む富裕層からの出資により構成されております。

また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、日本においても上場企業の新株予約権の引受で実績があります。

なお、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. は、本拠地はシンガポールにありますが、邦人が経営する投資顧問会社であります。

本ファンドは当社も含め日本の上場企業の新株予約権の引受の実績があり、払込も確実にしている先であるため、割当先としての信頼感が高いことから協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いており、当社は、Brilliance Hedge Fundより、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかかわりがないとの確認を得ております。

当社が依頼した第三者調査機関である株式会社 J P リサーチ&コンサルティング(東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア20F 代表取締役 古野 啓介)の調査結果からも、本ファンドが反社会勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。

なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳)) に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談を Brilliance Capital Management Pte. Ltd. 代表取締役 山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しております。

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)

本ファンドは平成22年5月に組成されており、経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではありません。本ファンドは日本人を含む富裕層からの出資により構成されています。

また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、日本においても上場企業の新株予約権の引受で実績があります。

なお、Brillance Capital Management Pte. Ltd. は、本拠地はシンガポールにありますが、邦人が経営する投資顧問会社であります。

本ファンドは、当社も含め日本の上場企業の新株予約権の引受の実績があり、払込も確実にしている先であるため、割当先としての信頼感が高いことから協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いており、当社は、Brillance Multi Strategy Fundより、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかかわりがないとの確認を得ております。

当社が依頼した第三者調査機関である株式会社 J P リサーチ&コンサルティング(東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア20F 代表取締役 古野 啓介)の調査結果からも本ファンドが反社会勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。

なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳))に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrillance Capital Management Pte. Ltd. 代表取締役 山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brillance Capital Management Pte. Ltd. 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しております。

財務アドバイザー会社の選定について

財務アドバイザー会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢 元)の選定については、複数の選択肢の中から、当社にて事業内容や信用に関する調査等を行い、また、アドバイザーサービスの内容とかかる費用について検討いたしました。

その結果、当社にとって最適であると判断した財務アドバイザー会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢 元)とアドバイザー契約を行っており、当該アドバイザー会社より、ファイナンス候補先の一つとしてBrillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fundを紹介いただきました。

同財務アドバイザー会社からの説明及び提供資料に基づき確認したところ、同財務アドバイザー会社又は同財務アドバイザー会社役員と各割当先との間に人的又は資本上の関係はございませんでした。

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 割り当てようとする株式の数

第8回新株予約権

Brillance Hedge Fund 1,700株 (68個)

Brillance Multi Strategy Fund 1,700株 (68個)

第9回新株予約権

Brillance Hedge Fund 1,700株 (68個)

Brillance Multi Strategy Fund 1,700株 (68個)

(4) 株券等の保有方針

割当先であるBrillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fundとは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と伺っております。なお、いずれも、本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当先の払込みに要する財産の存在につきまして、いずれも本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、銀行口座の残高確認書類を取得しております。また、本新株予約権の発行について各割当先より発行日までに払い込むことの確約をいただいております。当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当先におきましては、各割当先が反社会勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該割当先の役員または議決権を持つすべての関係者に暴力団、暴力団員又はそれに準ずる者である事実はないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、各割当先が反社会勢力の影響を受けているか否か、並びに割当先の投資一任勘定委託先の役員が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア20F 代表取締役 古野 啓介)に調査を依頼いたしました。その結果、各割当先について反社会勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ていることに加え、各割当先の投資一任勘定委託先の役員についても当該信用調査機関の結果から問題がない人物であると考えております。

なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited. (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳))に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrillance Capital Management Pte. Ltd. 代表取締役山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brillance Capital Management Pte. Ltd. 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しております。

上記のとおり、割当先及び全ての出資者ならびに投資一任勘定委託先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	割当前		割当後	
		所有株式数 (株)	総議決 権数に 対する 所有議 決権数 の割合 (%)	所有株式数 (株)	総議決 権数に 対する 所有議 決権数 の割合 (%)
株式会社インデックス	東京都世田谷区太子堂4丁目1-1	29,438	80.47	29,438	67.86
Brillance Hedge Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	—	—	3,400	7.84
Brillance Multi Strategy Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	—	—	3,400	7.84
エフェットホールディ ング株式会社	東京都千代田区四番町8-6番町パークハ ウス1701	1,017	2.78	1,017	2.34
ネットインデックス従 業員持株会	東京都世田谷区太子堂4丁目1-1キャロ ットタワー16F	532	1.45	532	1.23
森本 友則	東京都世田谷区	480	1.31	480	1.11
株式会社ソリトシス テムズ	東京都新宿区新宿2丁目4-3	400	1.09	400	0.92
大阪証券金融株式会社	大阪府中央区北浜2丁目4-6	206	0.56	206	0.47
新井 計男	埼玉県川越市	202	0.55	202	0.47
計	—	32,275	88.23	39,075	90.07

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成23年1月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。

2. 直近日現在(平成23年4月30日)の発行済株式総数は36,582株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

4. 今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先にて保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

5. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回発行される本新株予約権が全て行使された場合における数値となります。なお、今回の割当先以外の株主(新株式発行前からの株主)の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成23年1月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

8. 今後の見通し

今回の新株予約権発行による平成23年7月期当社連結業績に与える影響は軽微でありますので、平成23年3月11日に発表いたしました平成23年7月期の業績予想に変更はありません。

但し、本新株予約権の行使の結果として、平成23年7月期の業績予想に修正等の必要が生じた場合は、確定次第速やかにお知らせいたします。

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【企業行動規範上の手続き】

本件第三者割当は、(i)希釈化が最大でも25%未満であること、(ii)支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権又は取得請求権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれないこと)から、大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意見確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年7月期
連結売上高	9,793百万円	5,026百万円	4,187百万円
連結営業利益	61百万円	△222百万円	△15百万円
連結経常利益	△295百万円	△204百万円	△101百万円
連結当期純利益	△484百万円	△485百万円	△1,066百万円
1株当たり連結当期純利益	△55,748.41円	△27,204.29円	△30,077.74円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	156,689.93円	50,090.67円	14,939.32円

(注) 平成22年7月期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成22年7月31日までの16ヶ月間となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成23年6月1日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	36,582株	100.00%

(3) 最近の株価の状況

(i) 最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年7月期
始 値	1,410,000円	252,000円	34,600円
高 値	1,660,000円	420,000円 ※130,000円	57,000円
安 値	158,000円	198,000円 ※25,000円	24,250円
終 値	248,000円	38,000円	27,800円

(注) 1. 平成22年7月期は、決算期変更により平成21年4月1日から平成22年7月31日までの16ヶ月間となっております。

2. ※印は、株式分割による権利落後の株価であります。

3. なお、当社株式は平成19年6月22日付で、ジャスダック証券取引所に上場いたしましたので、それ以前についての該当事項はありません。

(ii) 最近6ヶ月間の状況

	平成22年 12月	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	29,030円	54,900円	59,900円	64,000円	37,100円	51,300円
高 値	52,000円	91,000円	75,000円	67,000円	62,000円	54,400円
安 値	28,200円	54,900円	58,700円	31,300円	31,900円	40,900円
終 値	47,900円	59,800円	63,000円	37,000円	55,000円	42,350円

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(iii) 発行決議日の前営業日における株価

	平成 23 年 6 月 7 日
始 値	42,750 円
高 値	44,000 円
安 値	42,750 円
終 値	43,050 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成 19 年 6 月 21 日
発行株式数	850 株
調達資金の額	377,400,000 円
募集時点における発行済株式数	7,966 株
資金使途	開発投資資金
割当先	有償一般募集

発行期日	平成 19 年 7 月 24 日
発行株式数	100 株
調達資金の額	44,400,000 円
募集時点における発行済株式数	8,816 株
資金使途	開発投資資金
割当先	大和証券エスエムビーシー株式会社

発行期日	平成 21 年 4 月 30 日
発行株式数	18,750 株
調達資金の額	750,000,000 円
募集時点における発行済株式数	17,832 株
資金使途	借入金返済資金 事業運営資金 会社運営におけるコスト削減の為の資金
割当先	株式会社インデックス・ホールディングス

ご注意：この文書は、当社の第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 発行要項

株式会社ネットインデックス 第8回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社ネットインデックス第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 861,424 円
3. 申込期日 平成 23 年 6 月 28 日
4. 割当日及び払込期日 平成 23 年 6 月 29 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、それぞれ以下の個数を割り当てる。
Brillance Hedge Fund 1,700 株（68 個）
Brillance Multi Strategy Fund 1,700 株（68 個）
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 3,400 株とする。 (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 25 株とする。) 但し、本項第 (2) 号及び第 (3) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額（同第 2 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項「行使価額の調整」第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 136 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 6,334 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、38,745 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

ご注意：この文書は、当社の第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号及び第(5)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{既発行普通株} \\ \text{式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{割当普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{の払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{の時価} \end{array}} \\ \text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

① 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)大阪証券取引所JASDAQ市場(取

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。以下同じ。以下「JASDAQ市場」という。) 金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
平成23年6月30日から平成25年6月29日までの期間とする。ただし、第13項「新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。また、第22項に掲げる組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得の事由及び取得の条件
当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金6,334円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

14. 新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第20項記載の行使請求受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社ネットインデックス 経営企画本部

21. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

22. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
 - (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
 - (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を6,334円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成23年6月7日）のJASDAQ市場における当社普通株式の終値43,050円に0.9を乗じて得た金額を基に決定した。
24. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社ネットインデックス 第9回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社ネットインデックス第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 678,504 円
3. 申込期日 平成 23 年 6 月 28 日
4. 割当日及び払込期日 平成 23 年 6 月 29 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、それぞれ以下の個数を割り当てる。
Brillance Hedge Fund 1,700 株（68 個）
Brillance Multi Strategy Fund 1,700 株（68 個）
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 3,400 株とする。（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 25 株とする。）但し、本項第（2）号及び第（3）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額（同第 2 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項「行使価額の調整」第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 136 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 4,989 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、49,508 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

ご注意：この文書は、当社の第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号及び第(5)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行普通株} \\ \text{式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{割当普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{の払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{の時価} \end{array}} \\ \hline \text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

① 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)大阪証券取引所JASDAQ市場(取

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。以下同じ。以下「JASDAQ市場」という。)金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
平成23年6月30日から平成25年6月29日までの期間とする。ただし、第13項「新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。また、第22項に掲げる組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得の事由及び取得の条件
当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金4,989円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。
14. 新株予約権の取得請求
本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第20項記載の行使請求受付場所に提出することに

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

より、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社ネットインデックス 経営企画本部

21. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

22. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
 - (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
 - (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を4,989円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成23年6月7日）のJASDAQ市場における当社普通株式の終値43,050円に1.15を乗じて得た金額を基に決定した。
24. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社が必要な措置を講じる。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社の第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。